

## 審 査 基 準

平成17年 4月12日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要 : 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者(委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第19条の4(古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由) 第19条の6(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 第19条の11(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 第19条の5、第19条の12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 40日
申 請 先 : 徳島県公安委員会(申請書提出先は、営業の本拠となる事務所 の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課)
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表088-622 -3101)又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :